

〔 協議事項 〕

ア 令和6年度介護保険運営協議会の運営について

1 会議の運営方法について

- (1) 会議資料は、各委員に事前配布することを原則とする。
- (2) 事前配布資料の内容に関する事前の質問及び確認等については、委員からの照会（メール等）を受け、回答することとする。
- (3) 事前配布資料については、原則会議当日の事務局説明を省き、委員間の実質的な協議の時間の確保に努めるものとする。
- (4) 高齢者の状況、要介護（支援）認定の状況、一般高齢者サービスの利用状況、地域包括支援センターの運営状況については、従前の通り資料配布による報告を受けながら、進行管理を行っていく。
- (5) 介護保険運営協議会を書面開催とする場合の協議事項については、資料と共に返信用紙を各委員へ送付し、過半数の承認をもって可決とする。

2 主な会議内容(議事)について

(1) 第10次いわき市高齢者保健福祉計画の進行管理について

- ① 「2025年、2040年を見据えたビジョン」である「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」の実現に向け定めた「9つの取組みの視点」については、各施策の推進状況等に関する報告を受けながら、進行管理を行っていくものとする。
- ② その他、計画の進行管理のために必要な案件については、委員からの提案を基に適宜会議の中で決定し、協議していくものとする。

(2) 地域密着型サービスに係る協議について

地域密着型サービスの指定等については、地域密着型サービス部会にて協議することとし、協議内容について、適宜報告を受けていくものとする。

(3) 第11次いわき市高齢者保健福祉計画策定（以下「第11次計画」）について

第11次計画策定のために必要な案件については、委員等からの提案を基に適宜会議の中で決定し、協議していくものとする。

3 年間スケジュールについて

協議会の年間スケジュールについては、概ね以下の予定で進めていくこととする。
なお、地域密着型サービス部会については事業所指定時期が年4回であることから、運営協議会とは別日に書面開催とする。

ただし、開催スケジュールを見直す必要が生じた場合は、都度、全委員に対し日程調整の事前協議を行うこととする。

また、開催方法は対面形式での開催を優先しつつも、新型コロナウイルス感染症対策等を鑑みて、必要に応じてオンライン開催または書面開催とする。

【令和6年度 年間スケジュール（案）】

	日 時	議事及び計画策定に係る取組み(案)
第1回	○ 5月29日(水) 18時30分～	・ 第10次高齢者保健福祉計画について ・ 地域包括支援センター運営に関する実績及び計画 ・ 介護予防支援事業所の指定について ・ 令和6年度介護保険運営協議会の運営について 等
第2回	○ 9月下旬(水) 18時30分～	・ 介護保険サービス給付費等の実績報告 等
第3回	○ 7年2月上旬(水) 18時30分～	・ 高齢者施設及び居住系サービスにおける公募について ・ 本市における介護予防事業の取組状況について 等